

議案第48号

静岡市附属機関設置条例の制定について

静岡市附属機関設置条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

（部会）

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、

審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第1（第2条から第6条まで関係）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市行財政改革推進審議会	市の行財政の改善合理化について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	10人以内	1 市の行財政に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市政策・施策外部評価委員会	静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第24条第1項の規定に基づき、市の政策及び施策について評価すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市入札監視委員会	建設工事及び建設業関連業務に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保並びに本市における政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる契約に係る苦情について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会	静岡市女性活躍ブランドの認定の申請があった商品又は製品の認定、認定内容の変更の承認及び認定の取消しについて審査すること。	7人以内	1 関係団体を代表する者 2 市職員	委嘱の日から同日の属する	委員の互選により定める者

				年度 の末 日ま で	
静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市協働パイロット事業審査委員会	社会的課題の解決及び公益の増進に寄与する事業を市民と市が役割を分担して試行的に実施する協働パイロット事業の企画内容について審査し、候補を選考し、及び実施について助言すること。	4人以内	1 市民活動に関し優れた識見を有する者 2 市職員	1年	委員の互選により定める者
静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会	静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成26年静岡市条例第137号）第6条第1項の世界遺産三保松原保全活用計画の実施状況の検証及	8人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

	び施策の改善等について専門的な見地から審議すること。				
静岡市芸術文化奨励賞審査委員会	静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例（平成28年静岡市条例第21号）第17条に基づく顕彰について審査すること。	5人以内	1 学識経験を有する者 2 芸術文化関係者	委嘱の日から当該審査が終了する日まで	委員の互選により定める者
静岡市美術品等審査委員会	寄贈の申出のあった美術品等についてその美術的な価値を審査すること。	3人以内	学識経験を有する者	委嘱の日から当該審査が終了する日まで	委員の互選により定める者
静岡市生涯学習推進審議会	市の生涯学習に関する施策について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以内	1 生涯学習に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並び	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係団	2年	委員の互選により定める者

	に日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。		体を代表する者 4 市民		
静岡市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置及び同項第2号の規定による特別養護老人ホームへの入所措置の要否について審査すること。	10人以内	1 医師 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの施設を代表する者 3 保健所長 4 市職員	2年	委員の互選により定める者
静岡市認知症対策推進協議会	1 認知症施策の推進に関する事項について調査審議すること。 2 認知症施策の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 認知症施策に係る医療、福祉及び介護に係る事業を実施する団体の代表者 3 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会	1 認知症が疑われる者、認知症である者及びその家族に対し早期に関わる認知症初期集中支援チームの効果的な配置等について調査審議すること。 2 認知症施策に係る関係機関及び関	15人以内	1 学識経験を有する者 2 認知症施策に係る医療、福祉及び介護に係る事業を実施する団体の代表者 3 市民	2年	委員の互選により定める者

	係団体との連絡調整を図ること。				
静岡市在宅医療・介護連携協議会	<p>1 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に関する事項について調査審議すること。</p> <p>2 在宅医療及び在宅介護の連携の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。</p>	15人以内	<p>1 学識経験を有する者</p> <p>2 医療又は介護に関する事業を実施する団体の代表者</p> <p>3 市民</p>	2年	委員の互選により定める者
静岡市特別養護老人ホーム整備運営事業者選考委員会	老人福祉法第20条の8第1項の市町村老人福祉計画に基づき、特別養護老人ホームを整備し、及び運営させるべき者の選考について審査すること。	8人以内	<p>1 医療又は介護に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 市職員</p>	2年	市職員
静岡市青少年育成センター運営委員会	青少年の健全育成を推進することを目的として実施する静岡市青少年育成センター事業の運営について調査審議すること。	15人以内	<p>1 青少年の保護及び育成に関係のある機関の職員</p> <p>2 青少年の保護及び育成に関係のある団体の構成員</p> <p>3 市民</p>	2年	委員の互選により定める者
静岡市児童虐待事例検証委員会	1 児童がその心身に著しく重大な被害を受けた児童虐待の事例について検証する	5人以内	児童虐待に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

	こと。 2 児童虐待の再発防止のための方策を検討すること。				
静岡市障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画に基づき、障害者福祉施設等を整備し、及び運営させるべき者の選考について審査すること。	5人以内	1 学識経験を有する者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市職員	2年	市職員
静岡市保健所運営協議会	地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づく保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項の審議をすること。	13人以内	1 学識経験を有する者 2 関係団体を代表する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第1項の規定に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議をし、又	15人以内	1 学識経験を有する者 2 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 3 精神障害者	3年	委員の互選により定める者

	は市長に意見を述べる こと。		の社会復帰の 促進又はその 自立と社会経 済活動への参 加の促進を図 るための事業 に従事する者		
静岡市精神障害者 保健福祉手帳及び 自立支援医療費支 給認定判定会	<p>1 精神保健及び精神 障害者福祉に関する 法律第45条に規定す る精神障害者保健福 祉手帳の交付の可否 及び専門的な知識及 び技術を必要とする 障害等級の判定を行 うこと。</p> <p>2 障害者の日常生活 及び社会生活を総合 的に支援するための 法律第52条第1項に 規定する支給認定(精 神障害者に係るもの に限る。)の適否につ いての判定を行うこ と。</p>	5人 以内	<p>1 精神障害者 の医療に関す る事業に従事 する医師</p> <p>2 静岡市ここ ろの健康セン ター条例(平 成16年静岡市 条例第94号) 第2条に規定 する静岡市こ ころの健康セ ンターに勤務 する医師</p>	2年	委員の 互選に より定 める者
静岡市食育推進会 議	食育基本法(平成17年法 律第63号)第33条第1項 に基づく市町村食育推 進計画の作成及びその 実施の推進について調 査審議すること。	15人 以内	<p>1 学識経験を 有する者</p> <p>2 食育の推進 に関係する団 体を代表する 者</p>	2年	委員の 互選に より定 める者

			<p>3 市民</p> <p>4 国の関係地方行政機関の職員</p> <p>5 市職員</p>		
静岡市予防接種健康被害調査委員会	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種その他の市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害について調査審議すること。</p>	6 人以内	<p>1 市内の医師会を代表する者</p> <p>2 小児の感染症又はアレルギー疾患について精通している医師</p>	2 年	委員の互選により定める者
静岡市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会	<p>1 要支援難病患者に係る在宅療養支援計画の策定、評価及び改善について調査審議すること。</p> <p>2 要支援難病患者に係る在宅療養支援計画の円滑な実施を推進するための関係機関との協力について調査審議すること。</p>	7 人以内	<p>1 難病治療に従事する医師</p> <p>2 難病患者等に係る医療又は福祉に関する事業に従事する者</p> <p>3 関係行政機関の職員</p>	2 年	委員の互選により定める者
静岡市診療用放射性同位元素（R I）審査委員会	<p>医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項の規定による届出に係る診療用放射性同位元素を使用する施設等の構造設備の法令適合性について審査すること。</p>	4 人以内	<p>診療用放射線の防護に関し優れた識見を有する者</p>	2 年	委員の互選により定める者

<p>静岡市衛生検査所 精度管理専門委員会</p>	<p>1 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により登録を受けた衛生検査所の検査の精度管理に関し市長に助言すること。</p> <p>2 衛生検査所の実態の分析を行うこと。</p> <p>3 臨床検査技師等に関する法律第20条の5の規定に基づく立入検査に同行し、検査の精度管理面の指導監督を行うこと。</p> <p>4 市長が衛生検査所に対して指示を行う際に助言すること。</p>	<p>4人以内</p>	<p>検査の精度管理に関し優れた識見を有する者</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>
<p>静岡市医療安全推進協議会</p>	<p>1 医療法第6条の13第1項に規定する医療安全支援センターの運営方針及び業務内容について調査審議すること。</p> <p>2 医療の安全の確保に係る関係機関及び関係団体との連絡調整を図ること。</p>	<p>8人以内</p>	<p>1 学識経験を有する者</p> <p>2 医療関係団体を代表する者</p> <p>3 市民</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>
<p>静岡市立清水病院 経営計画評価会議</p>	<p>静岡市立清水病院の経営計画における取組状</p>	<p>6人以内</p>	<p>1 学識経験を有する者</p>	<p>2年</p>	<p>静岡市立清水</p>

	況について評価すること。		2 市民 3 静岡市立清水病院長 4 市職員		病院長
静岡市立清水病院 地域医療支援委員会	医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の19第2項の規定に基づき、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、又は必要に応じて静岡市立清水病院の管理者に意見を述べること。	13 人 以内	1 学識経験を有する者 2 医師 3 地域医療を受ける者の関係団体の代表者 4 静岡市立清水病院長 5 市職員	2 年	静岡市立清水病院長
静岡市立静岡看護 専門学校関係者評価会議	静岡市立静岡看護専門学校に係る教育活動及び学校運営について評価すること。	4 人 以内	1 看護関係団体を代表する者 2 生徒の保護者 3 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の職員	1 年	委員の互選により定める者
静岡市立清水看護 専門学校関係者評価会議	静岡市立清水看護専門学校に係る教育活動及び学校運営について評価すること。	4 人 以内	1 看護関係団体を代表する者 2 生徒の保護者 3 市職員	1 年	委員の互選により定める者

静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、生活環境の保全について専門的な見地から調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会	生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項の生物多様性地域戦略の推進について学術的及び専門的な見地から調査審議すること。	9人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会	中央新幹線の建設事業により生ずる環境等に関する影響について専門的な見地から調査審議すること。	5人以内	中央新幹線の建設事業により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する事項について専門的な見地から調査審議すること。	8人以内	大規模小売店舗の立地により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市CSR企業表彰専門委員会	企業の社会的責任を果たすための活動を自主的に取り組む中小企業等の表彰に係る選定基	6人以内	1 学識経験を有する者 2 経済団体を代表する者	2年	委員の互選により定める者

	準及び表彰の妥当性について専門的な見地から調査審議すること。		3 環境団体を代表する者 4 市民団体を代表する者		
静岡市中小企業技術表彰専門委員会	先進的又は独創的な技術を持ち、及び意欲的な事業活動を展開する市内の中小企業の表彰について審査すること。	6 人以内	1 学識経験を有する者 2 中小企業を支援する団体を代表する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市働き方改革に資する企業表彰選考委員会	仕事及び生活の両立、多様な人材が活躍できる環境づくり等に向けた取組を推進する企業の表彰について審査すること。	7 人以内	1 学識経験を有する者 2 労働団体を代表する者 3 経営者団体を代表する者 4 市職員	委 嘱 の 日 か ら 同 日 の 属 す る 年 度 の 末 日 まで	委員の互選により定める者
静岡市伝統工芸技術秀士顕彰審査委員会	伝統的工芸品の伝承と当該産業の発展に功績が顕著である者を指定する静岡市伝統工芸技術秀士の指定について審査すること。	5 人以内	1 学識経験を有する者 2 伝統的工芸品関係団体を代表する者 3 市職員	委 嘱 の 日 か ら 同 日 の 属 す る 年 度 の 末 日 まで	市職員
静岡市技能功労者選考委員会	技術の練磨、後進の育成等に尽力することによ	8 人以内	1 学識経験を有する者	2年	委員の互選に

	り産業の向上に寄与し、 又は功績のあった者を 表彰する静岡市技能功 労者の表彰について選 考すること。		2 技能職団 体を代表する者		より定 める者
静岡市地域産業振 興ブランド認証専 門委員会	静岡市地域産業振興ブ ランド認証事業につい て、当該認証の妥当性 について専門的な見地か ら審議すること。	6 人 以内	1 学識経験を 有する者 2 消費者団 体を代表する者	1 年	委員の 互選に より定 める者
静岡市オクシズ地 域おこし計画推進 協議会	静岡市オクシズ地域お こし条例（平成27年静岡 市条例第13号）第7条第 1項の静岡市オクシズ 地域おこし計画の推進 について審議すること。	23 人 以内	1 中山間地域 の住民の利益 を代表する者 2 市民	2 年	委員の 互選に より定 める者
静岡市農業振興協 議会	農業振興の基本となる 計画の策定及び推進そ の他農業の振興に係る 重要施策について審議 すること。	9 人 以内	1 学識経験を 有する者 2 農業団 体を代表する者 3 農業生産者 4 関係行政機 関の職員 5 市民	2 年	委員の 互選に より定 める者
静岡市農業振興地 域整備促進協議会	農業振興地域の整備に 関する法律（昭和44年法 律第58号）第8条第1項 の農業振興地域整備計 画の策定及び管理その 他農業の振興に関する ことについて調査審議	11 人 以内	1 市内の農業 協同組合を代 表する者 2 市内の森林 組合を代表す る者 3 市内の土地	2 年	委員の 互選に より定 める者

	すること。		改良区を代表する者 4 農業委員会を代表する者		
静岡市森林整備計画策定委員会	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。	9人以内	1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者 4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員	委嘱をされた日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
静岡市交通政策協議会	交通政策に関する重要事項について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 関係団体の代表者 3 関係行政機関の職員 4 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送運営協議会	道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の登録等の必要性、旅客から收受する対価その他重	15人以内	1 福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

	<p>要な事項について調査審議すること。</p>		<p>2 一般旅客自動車運送事業に関する団体の代表者</p> <p>3 一般旅客自動車運送事業の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>4 町内会及び自治会の代表者</p> <p>5 福祉関係団体の代表者</p> <p>6 関係行政機関の職員</p> <p>7 市職員</p>		
静岡市自転車等対策協議会	<p>自転車、原動機付自転車、普通自動2輪車及び大型自動2輪車の利用者の利便の向上及び秩序ある利用の促進について調査審議すること。</p>	15人以内	<p>1 関係団体を代表する者</p> <p>2 関係行政機関の職員</p> <p>3 市民</p>	2年	委員の互選により定める者
静岡市公共事業評価委員会	<p>1 国からの補助金又は交付金の交付の対象となる市の公共事業について評価すること。</p> <p>2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の地域再生計</p>	6人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

	画に基づく事業について評価すること。				
静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
静岡市水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項本文の規定に基づく水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議をし、又は同条第2項の規定に基づき、水防に関し関係機関に対して意見を述べること。	17人以内	1 学識経験を有する者 2 国の関係地方行政機関の職員 3 静岡県職員 4 静岡県警察官 5 水防団員及び消防団員 6 市職員	2年	市長
静岡市新清水庁舎建設検討委員会	新清水庁舎の建設に関し必要な事項について調査審議すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
2 教育委員会					
附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等

静岡市教育職員健康審査会	市立学校の教育職員の病気休暇等の要否、職務復帰等の可否その他教育職員の健康管理に関し必要な事項について審査すること。	3人以内	医師	1年	委員の互選により定める者
静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会	市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃について審議すること。	10人以内	1 学識経験を有する者 2 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者 3 市民 4 市立の小学校及び中学校の校長	2年	委員の互選により定める者
静岡市食教育推進委員会	市立の小学校及び中学校の食教育の基本となる計画の策定及び食教育の推進を図るための事業について調査審議すること。	8人以内	1 学識経験を有する者 2 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者 3 教育長 4 市立の小学校及び中学校の校長 5 市職員	2年	教育長
静岡市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事	15人以内	1 学識経験を有する者 2 関係行政機関の職員	2年	委員の互選により定める者

	項の調査審議をし、又は教育委員会に意見を述べること。		3 スポーツ団体の代表者 4 市民		
静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会	史跡小島陣屋跡の整備及び活用について審議すること。	7 人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2 年	委員の互選により定める者
静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会	史跡片山廃寺跡の整備及び活用について審議すること。	7 人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2 年	委員の互選により定める者

3 公営企業管理者

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市上下水道事業経営協議会	1 水道事業及び下水道事業の事業及び経営に係る基本的な計画の策定及び進捗管理について調査審議すること。 2 水道料金及び下水道使用料について調査審議すること。	15 人以内	1 学識経験を有する者 2 市民	2 年	委員の互選により定める者

別表第2（第2条から第6条まで関係）

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
契約の相手方選定に係る審査会	契約の相手方の選定について審査すること。	それぞれ の審査会 ごと に7 人以	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 契約に係る業務に関し優れた識見を有	委嘱の日から当該審査が終了す	委員の互選により定める者

		内	する者 2 市職員	る日 まで	
指定管理者の選定に係る審査会	指定管理者の選定について審査すること。	それぞれの審査会ごと に5人以内	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員	委嘱の日から当該審査が終了する日まで	市職員
指定管理者の評価に係る委員会	指定管理者の業務及び運営について評価すること。	それぞれの委員会ごと に5人以内	次に掲げる者のうちから執行機関等が必要があると認めるもの 1 施設の業務に関し優れた識見を有する者 2 市民 3 市職員	委嘱の日から当該評価が終了する日まで	市職員